

平成 27 年 3 月

被保険者各位

フジクラ健康保険組合

健康保険証の再交付有料化について

日頃より健康保険の事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険証を紛失した場合、これまでは無料で再交付しておりましたが、平成 27 年 4 月 1 日からは、保険証の滅失、破損・汚損による再交付時には下記のとおり「再交付手数料」を徴収することといたしますのでお知らせいたします。

これは、保険証の不注意による紛失に対する注意喚起を促すため、また、再交付にも一定のコストがかかることによる受益者負担の観点に基づくものであり、去る 2 月 2 日に開催された第 250 回組合会において承認されたものです。

保険証の保管・管理については、今まで以上にご注意くださいますようお願いいたします。

記

1. 実 施 日 : 平成 27 年 4 月 1 日 再交付申請受付分から
2. 再交付手数料 : 保険証 1 枚につき 1,000 円
3. 再交付手続き
 - (1) 「健康保険被保険者証再交付申請書(兼 滅失届)」(新様式。以下、申請書)に記入。
 - (2) 再交付手数料 1 枚につき 1,000 円を当健保組合口座に振込し、振込を証明する書類(写しで可)を申請書に添付。
 - (3) 申請書を事業所担当者に提出。
 - (4) 事業主は内容を照査承認し、健保組合に提出。
4. 注
 - (1) 次の場合は無料で再交付します。
保険証の劣化(文字のかすれなど)の場合。申請書の提出時に当該保険証を添付のこと。
 - (2) 振込手続きについて
 - ・振込手数料は、被保険者負担
 - ・振込人名義は被保険者名
 - (3) 再交付後に紛失した保険証が見つかった場合は、古い方の保険証を返納してください。
なお、再交付手数料は返金いたしません。

以 上